

## 今治拳友会 支部・道場・教室規程

### 第1条（目的）

本規程は、今治拳友会（以下「本会」という。）における支部、道場及び教室の設置、運営並びに管理に関し必要な事項を定め、本会の理念に基づく活動の健全な発展及び円滑な運営を図ることを目的とする。

### 第2条（定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支部 一定の地域において継続的かつ組織的に活動する本会の地域組織をいう。
- (2) 道場 定期的な稽古を行う常設の活動拠点をいう。
- (3) 教室 初心者の普及活動、体験活動その他特定の目的のために設置される活動単位をいう。
- (4) 責任者 支部長、道場長又は教室長をいう。

### 第3条（設置）

支部、道場又は教室を設置しようとする者は、所定の事項を記載した申請書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 本会は、承認に当たり、次の事項を確認することができる。

- (1) 活動目的
- (2) 活動場所
- (3) 指導体制
- (4) その他本会が必要と認める事項

3 支部、道場又は教室の設置に当たっては、原則として次の要件を満たさなければならない。

- (1) 継続的な活動が見込まれること
- (2) 責任者が定められていること
- (3) 本会の理念及び規約に賛同していること

### 第4条（責任者）

支部、道場及び教室には、それぞれ責任者を置くものとする。

2 責任者の名称は、次のとおりとする。

- (1) 支部 支部長
- (2) 道場 道場長

(3) 教室 教室長

3 本会は、必要に応じ、副責任者その他必要な役職を置くことができる。

第5条（責任者の要件）

責任者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本会の理念及び規約を理解し、遵守する者
- (2) 会員に対し適切な指導及び安全管理を行うことができる者
- (3) 本会の各種規程を遵守できる者
- (4) 本会が適当と認める者

第6条（指導者）

支部、道場又は教室において指導を行う者は、本会の理念及び指導方針を理解し、適切な指導能力及び安全管理能力を有する者でなければならない。

2 本会は必要に応じ、指導者の登録、届出又は研修の受講を求めることができる。

第7条（会員の所属）

支部、道場又は教室に所属する者は、本会の会員とする。

2 会員資格、登録及び退会に関する事項は、会員登録規程その他の関係規程の定めるところによる。

第8条（責任者の変更等）

責任者に変更が生じた場合は、速やかに本会へ届け出なければならない。

2 本会は、責任者が本規程その他の規程に違反し、又は責任者として不適当と認めた場合は、その変更を求めることができる。

第9条（活動区域）

支部の活動区域は、本会が承認した地域とする。

2 活動区域の変更は、本会の承認を受けなければならない。

第10条（活動休止及び廃止）

支部、道場又は教室を休止し、又は廃止しようとするときは、責任者はあらかじめ本会へ届け出なければならない。

2 本会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該支部、道場又は教室の承認を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 長期間活動実態がないとき

- (2) 責任者が不在となったとき
- (3) 安全管理体制が確保されていないとき
- (4) その他運営継続が困難と認められるとき

#### 第 11 条（遵守事項）

支部、道場及び教室は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本会規約及び各種規程
- (2) 安全管理及び事故防止
- (3) 倫理及びハラスメント防止
- (4) 本会の名誉及び信用を損なわないこと
- (5) 関係法令及び施設利用規則の遵守

#### 第 12 条（名称使用）

支部、道場又は教室が「今治拳友会」の名称、略称、ロゴマークその他本会を表示する標章を使用しようとするときは、本会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の承認なく前項の名称等を使用してはならない。
- 3 承認の停止又は取消を受けた支部、道場又は教室は、直ちに本会との関係を示すすべての表示の使用を中止しなければならない。

#### 第 13 条（活動報告）

本会は、必要に応じ、支部、道場又は教室に対し、活動状況、会員数その他必要事項の報告を求めることができる。

- 2 責任者は、本会から報告を求められた場合は、誠実にこれに応じなければならない。

#### 第 14 条（備品等）

本会が購入し、又は貸与した備品その他の財産は、本会に帰属する。

- 2 支部、道場又は教室が休止又は廃止となった場合は、本会の指示に従い返還しなければならない。

#### 第 15 条（事故等への対応）

支部、道場又は教室において事故、重大なトラブル、ハラスメント事案又は規程違反が発生した場合は、責任者は速やかに本会へ報告しなければならない。

- 2 責任者は、本会による調査及び再発防止措置に協力しなければならない。

#### 第 16 条（承認の停止又は取消）

本会は、支部、道場又は教室が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その承認を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 本会規約又は各種規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉又は信用を著しく損なったとき
- (3) 安全管理上重大な問題があるとき
- (4) 虚偽の報告を行ったとき
- (5) 本会の是正指導に従わないとき
- (6) その他本会が不適切と認めたとき

#### 第 17 条（異議申立て）

前条の措置を受けた責任者は、通知を受けた日から 30 日以内に書面により会長へ異議を申し立てることができる。

#### 第 18 条（補則）

本規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 附則

本規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

区分	性格	肩書
支部	地域組織	支部長
道場	常設稽古拠点	道場長
教室	普及活動拠点	教室長